

平成20年1月からは

中身の見えるごみ袋で お出してください!

大阪市では、ごみの分別を促進し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成20年1月から、「中身の見えるごみ袋での排出」に指定します。

普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチックなどは、**中身の見えるごみ袋**（透明または半透明）で出してください。

なお、中身が確認できない黒色や青色などの袋でごみを出された場合や、分別がされていない場合は、収集できません。



ごみの分別排出を徹底するため、
みなさんのご理解とご協力をお願いします。

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています

大阪府環境局

中身の見えるごみ袋に関するQ&A

Q1 なぜ、中身の見えるごみ袋（透明または半透明）に変えるのですか。

A 袋の中が見えることにより、分別意識が促され、ごみの減量・リサイクルが促進されます。また、危険物の混入による収集作業中の事故防止になります。



Q3 スーパーやコンビニ等でもらった袋は使用できますか。

A 中身の見える（透明または半透明）袋であれば使用できます。



Q2 使用できるごみ袋はどのようなものですか。

A ごみ袋として使用できるのは、透明または半透明で中が見えるものです。



半透明とは 袋の中に入れた新聞紙の文字が読める程度。

強度等 ごみ袋として市販されているもので、通常の使用に耐えるもの。（90リットル以下）

※ダンボール箱でごみを出された場合は収集できません。

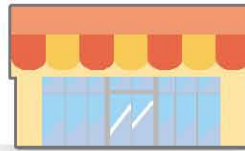
Q4 人に見られたくないものは、どのようにして出せばよいのですか。

A 小袋などに包んでから、中身の見えるごみ袋（透明または半透明）に入れて出してください。



Q5 中身の見えるごみ袋（透明または半透明）は、どのようにして入手すればよいのですか。

A スーパーや小売店などでお買い求めください。（市では特定のごみ袋の製造や販売はしません。）



■お問い合わせ

担当	お住まいの区	電話番号
北部環境事業センター	北区・都島区	6351-4000
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	6323-3511
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	6913-3960
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	6477-1621
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	6714-6411
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	6567-0750

担当	お住まいの区	電話番号
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	6552-0901
東部環境事業センター	東成区・生野区	6751-5311
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	6685-1271
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	6661-5450
東南環境事業センター	平野区	6700-1750